

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第七号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、定例又は軽易な起案は、県立学校人事課長と協議して定める帳簿若しくは用紙を用いる方法又は校長が定める方法により行うことができる。

第二十三条第一項中「。以下次条において同じ」を削り、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 削除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。